

# 農業用廃プラスチック類の適正処理について(H30)

**問** 農林振興課 営農推進係  
☎476-1111 (515)

## 1 適正処理について

ハウスや田畑等で使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)により排出事業者(農家)の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却(野焼き)や自家所有地への埋立処分は「廃掃法」により禁止されています。

## 2 処理方法

資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。

なお、廃缶についても再生処理を基本とします。

## 3 産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)について

産業廃棄物を排出事業者(農家)が車両で運搬する場合、車両への表示及び書面等の備え付けが必要です。

## 4 再生処理のための回収日程(平成30年度)

回収日程	回収品目	回収場所	回収時間
6月19日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場 (益丸広域農道沿い)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00
8月21日(火)	廃プラスチック類		
12月 4日(火)	廃プラスチック類		
3月 5日(火)	廃プラスチック類・廃缶		

★日程は予定であり、天候等で変更になる場合があります

## 5 回収品目、処理料金(処理料金は平成30年度から引上げられ以下のとおりとなります)

回収品目		処理料金
廃プラスチック	農業用廃ビニール	33円/kg
	農業用廃ポリ	
	農業用廃プラスチック類	
廃缶	テロン缶	43円/缶
	カヤヒューム缶	43円/kg



(料金は税込)

※処理料金の大幅な価格引上げにつきましては、これまで廃プラスチックを安価で、しかも大量に受け入れていた中国が、国内への輸入を禁止するに至ったことが最大の要因であります。引き続き安定的な適正処理をするためには、再生処理をして加工する必要があることから、改定せざるを得なかったものです。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。